| 第 I3 回 横浜市 | 「不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会会議録 |
|------------|--|
| 日 時 | 令和6年8月9日(金)15時~16時30分 |
| 開催場所 | 横浜市庁舎 18階共用会議室みなと6・7及びオンライン会議併用 |
| 出席者 | 出石稔委員、川邉正子委員、岸恵美子委員、黒川哲志委員、田中恒司委員、細田 |
| | 利明委員 |
| 開催形態 | 公開(傍聴人〇人、非公開部分あり) |
| 議題 | I 令和5年度の実績について |
| | 2 令和6年度 取組の方向性について |
| | 3 個別案件について |
| (事務局) | 定刻になりましたので、「第 3 回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消 |
| | 及び発生の防止に関する審議会」を開催いたします。 |
| | 本日の審議会の進行等について御説明します。 |
| | 本日の会議は、集合形式と Web 会議形式の併用での開催とさせていただいてお |
| | ります。 |
| | 本日の議事内容につきまして、3点お願いがございます。 |
| | I 点目が、Web 会議との併用のため、質疑応答で御発言頂く際には、お名前をお |
| | 伝え頂いてから御発言をお願いします。Web 参加の皆様は、アプリの挙手機能を使 |
| | 用してください。 |
| | 2点目が、議事録作成のため、録音させていただき、議事録は、後日インターネ |
| | ットのホームページに掲載します。 |
| | 3 点目が、本日の議題のうち、個別事案にかかる個人情報が含まれる案件につい |
| | ては、非公開で行うことを決定していただく場合があります。 |
| | 以上について、ご了承ください。 |
| | 会議の開催にあたり、本来であれば健康福祉局長 佐藤より御挨拶すべきところ |
| | ですが、本日は欠席のため、福祉保健部長の髙木から御挨拶申し上げます。 |
| (髙木部長) | 昨日夕方、九州で大きな地震が起き、気象庁から南海トラフ臨時情報が出されま |
| | した。本日、市長メッセージも発出されています。皆様もぜひ、今後の情報に留意 |
| | し、地震への備えをお願いします。 |
| | では、局長の挨拶を代読します。 |
| | 日頃からいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進に協力いただき、改めて感謝します。 |
| | 本日は所用により欠席し誠に申し訳ありません。 |
| | 昨年度もこの審議会で困難事例について意見や助言をいただき、区局連携・全庁 |
| | 一丸となり、排出支援や再発防止の取組を進めてきました。 |
| | 条例施行以来、区と局の連携で行った排出支援も、令和5年度末で 118 件になり、 |
| | 3桁を超えました。いわゆる「ごみ屋敷」への社会の関心は高まっており、条例施 |
| | 行を検討している自治体からの問合せも未だに多数あります。 |
| | 本市の単にごみを片付けるだけでなく、人への支援に重きを置く取組は、全国的 |
| | にも注目されているのだと思っています。 |
| | いわゆる「ごみ屋敷」対策は、堆積者本人が引き続き地域で生活していくことを |
| | 考えていかなければならない地域課題でもあります。また、支援を拒否されること |

もある中、粘り強い取組を継続していくことが必要です。

そのため、委員の皆様の意見、経験からの助言をいただきながら取組を推進して いきたいと思います。忌憚のない意見をお願いします。

(事務局)

続きまして、当審議会の定足数について、事務局から報告いたします。 この度、2名の委員交代があります。資料 | の委員名簿をご覧ください。

高橋委員は欠席ですが、本日は7名中6名に出席いただいておりますので、「横 浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営 要綱」第2条第2項に基づき、本審議会成立することを御報告いたします。

ここからは、出石会長に議事進行をお願いします。

(出石会長)

前回の審議会から約 I 年です。その間の経過報告等あると思いますが、この審議会で課題共有に努めていきたいと思います。

それでは、議題 | について事務局より説明をお願いします。

Ⅰ 令和5年度実績について

事務局より説明

(出石会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明について、御意見や御質問等がありました らお願いします。

昨年度もそうですが、新規案件と解消案件がほぼ同じです。条例があるから解消 しているのであり、また新規案件が出てくるのは、条例が機能しているからです。 条例の効果が出ており、条例が適切に機能していると私自身は思っています。

その他よろしければ、議題2について事務局より説明をお願いします。

2 令和6年度の取組の方向性について

事務局より説明

(出石会長)

ただ今の説明につきまして、御意見や御質問等がありましたらお願いします。

(黒川委員)

資料の I 番目に、狭間の案件等という記述がありますが、それが原因でうまく対応できていないものは、多数ありますか。

(事務局)

具体的な対応部署が決めにくく、専門的な支援につながっていない人は確かにいます。ただ、高齢者支援担当や障害者支援担当、こども家庭支援担当等、本人の課題に近しい部署が連携できるよう共有し支援につなげています。

(細田委員)

取組内容の中に、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、民生委員等とありますが、 この中に自治会町内会長やそれに関係する人が入っていないことには、何か理由が ありますか。

(事務局)

記載上全てを載せることが難しかったため、資料上は「等」としています。個々のケースにより、関係する人が固定されるものではないと考えており、ケースによっては地域や自治会町内会、地区社協の方々にも協力していただき進めることも考えられます。資料に掲載している以外の方にも、お願いすることはもちろんございます。

(出石会長)

他はいかがでしょうか。

そうすると、例年通りの取組が基本のようですが、特に令和6年度、ここを重点 的にと考えているものはありますか。

(事務局)

いずれの取組も重要ではありますが、条例施行から8年を経過する中では、職員 の異動に伴って支援の継続性が損なわれることがないように、研修等には特に力を 入れて取り組んでいきたいと考えております。

(出石会長)

横浜市の取組で顕著なのは、やはり区役所が積極的に関わっているところです。 そのため、区職員や各セクションの職員にしっかり対応してもらうことが大事です。

(岸副会長)

取組の方向性について、以前にも聞いたかもしれませんが、特に資料3最後のページの課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携にある、ごみ屋敷、ヤングケアラー、引きこもり等、特性や年齢を問わない相談に対しては、重層的支援体制整備事業を進めていくように国が言っています。横浜市では高齢者のみに関わらず、若年者、母子世帯等について、どのような仕組みで連携していくのかを教えてください。また国は、窓口について、市民に分かりやすいように示すようにとも言っていますので、どのように窓口を示しているかをお聞きできればと思います。

(事務局)

福祉的な課題をお持ちの人の相談になりますので、一般的には各区の福祉保健センターで相談を承ります。相談対応の中で、複数の課題をお持ちと考えられれば、課を超えて複数の課で共有し、連携しながら支援していくことが考えられます。例えば8050問題等であれば、80で高齢者支援担当、50で生活困窮者自立支援制度の担当や障害者支援担当が連携し、支援を進めていくことになります。またひとり親家庭では、こども家庭支援課と障害者支援担当等が協力して対応していくことが考えられます。

区役所だけでなく、地域ケアプラザとも連携・共有して、各ケースに対応してい くことも考えられます。

(岸副会長)

相談に来たところが窓口となり、必要な機関と連携するというこれまでのやり方と特に大きな変更はないということでよろしいでしょうか。また地域ケアプラザは地域にあるので、高齢者に限らず全世代にワンストップ窓口として対応するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

各福祉保健センターの窓口という位置付けについて変わりはございませんが、以前にも増して、複合的な課題を抱えている人が非常に増えていることは、研修等で職員に伝えており、その認識を持って相談対応に取り組むよう、周知しております。

(岸副会長)

自治体によっては、分かりやすいように「〇〇窓口」や、「断らない相談窓口」という窓口を設けているところもあります。市民としては、どこに相談に行ったらよいか分かりにくいことがあるので、是非そのような人も拾えるようなシステムを更に作っていただけるとよいと思います。

そもそも援助要請しない、SOSを出さない人がごみ屋敷や 8050 問題、ヤングケアラーだったりします。今までのように窓口で相談待ちの体制だと、そのような人をなかなか拾えませんので、更に何か仕組みを検討してもらえるとよいかと思いました。

| (出石会長) | 他はよろしいでしょうか。では、議題2は以上とします。 |
|--------|---|
| (五石云衣) | |
| | 議題3につきましては、個別案件となりますので、個人情報が多く含まれます。 |
| | 従いまして本議題は「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防 |
| | 止に関する審議会要綱第4条」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 |
| | 31 条第2項」に基づき非公開とさせていただきたいと思います。 |
| | 委員の皆様、御同意いただけますでしょうか。 |
| | 委員了承 |
| | では、傍聴人はおりませんが、以降は非公開会議として進めていきます。 |
| | |
| | 『光明をつけまれい問】 |
| | 【議題3は非公開】 |
| | |
| (事務局) | 以上を持ちまして、「第 I3 回横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び |
| | 発生の防止に関する審議会」を閉会とさせていただきます。 |
| | |
| | 以上 |
| | I 資料 |
| | 資料Ⅰ 委員名簿・事務局名簿 |
| 資料 | 資料2 令和5年度の実績について |
| | 資料3 令和6年度の取組の方向性について |
| 特記事項 | 資料4 個別事案について |
| | 2 特記事項 |
| | 議題3(資料4)は個人情報を含むため非公開です。 |